

著名人をかたった 金融商品の勧誘詐欺に注意!

Q SNSの広告で「100万円が1億円に増えた」という著名な経済評論家による体験談が掲載されていたので興味を持ち、メッセージアプリに登録しました。すると、この経済評論家のアシスタントを名乗る人からメッセージが届き「海外株が短期で値上がりするから購入しないか」という投資話を持ち掛けられました。著名な経済評論家が言うことなら信用できると思い、個人名義の口座に100万円を振り込みました。その後、運用状況を確認すると1,000万円の利益が出ていたため資金を引き出したいと申し出たところ、手数料として100万円、運用している海外の株式市場に300万円の税金を支払わないと出金できないと言われました。支払えないと言うと違約金は200万円だと告げられました。これは詐欺でしょうか。

A SNS上には著名人の名前や画像を無断で掲載することで、消費者を信用させ、投資の勧誘を行う手口が多く見られます。株やFX、暗号資産などの取引で個人名義の銀行口座に振り込みさせることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺であり、一度振り込んでしまったお金を取り戻すことは困難ですので、絶対に振り込まないでください。

広告が本物かどうか見分けがつかない場合は、著名人の公式

サイトなどで投資に関する注意喚起が出ていないか確認するようにしましょう。また、日本に住んでいる人を相手に、株やFX、暗号資産などの取引をする業者は、金融庁への登録が必要なため、同庁ホームページで登録の有無を確認することも有効です。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

